

# 成年後見センター もりおか通信

第11号

平成26年8月1日  
発行

〒020-0022

盛岡市大通1-1-16（岩手教育会館6階）

認定特定非営利活動法人（認定日付・番号：平成24年12月25日岩手県指令N文第291号）

成年後見センターもりおか 電話/FAX：019(626)6112

発行人：理事長 石橋 乙秀

## “成年後見のことどうすすめるか” 盛岡市長と話し合いました

### （懇談会開催とテーマ）

7月1日（火）、盛岡市長と本会役員等とが成年後見をどうすすめるかをテーマとした懇談会を行いました。本会がこれまで進めてきた成年後見に関する相談や後見人としての活動の中から、本人、家族や施設職員等から直接相談を受けた実情から「成年後見をどうすすめるか」という課題に集約し、5の具体的なテーマについて盛岡市の取り組み、考えを聞きました。市は市長、関係課長・室長ほか8名が出席、本会は理事長ほか20名が出席しました。市側からの発言要旨は、次のとおりでした。



### （市の取り組み・考え）

- ◆ **知的障がい者等の成年後見制度の活用をどのように広めるかについて**  
パンフレットをつくり地域包括支援センターなどへ配布しPRしている。ホームページの質問コーナーを設けているが、広報はまだ行っていない。障がい者の方の需要が高まってきているので、さらに周知していく。地域ケアネット会議などの意見も生かしていく。
- ◆ **資力や身寄りがない方でも活用しやすい条件をどのように充実していくかについて**  
市長が行う申立ては親族がいないなど一定の事情の方が対象となり、費用は負担能力がない方に市が負担することにしている。報酬の助成は親族が後見人となる場合には対象としていないが、全国には一部助成している例もあり、今後研究していく。障がい者は障がい福祉課、高齢者は高齢者支援室が市長申立ての対応をしているが、どこに相談したらいいか分かりやすくしていきたい。市長申立てについてのガイドライン、マニュアルをつくらなければならないと考えている。
- ◆ **後見人となる方が少なく市民後見人を必要としているが、確保・養成をどのように進めるかについて**  
市民後見人が不足しており、今年度市は、養成講座を開設する。内容も手作りで、十分な時間数ではないが一歩踏み出したい。今年度20名を対象に行うが、今後も継続していきたい。必要があれば人数を増やしたい。開催には協力してほしい。あまり難しい事例でない方は市民後見人であれば引き受けができることになるかもしれない。
- ◆ **後見人となる親族、市民をサポートする体制整備について**  
まだ具体的にはなっていないが、ネットワーク会議でどういうものがよいか、時間をかけてつくっていききたい。
- ◆ **成年後見を進める確固とした公的組織としての「成年後見センター」設置について**  
最終的には、後見センターの検討ということになる。社会福祉協議会へ委託する例が多いと思う。それが一番いいか、社会福祉協議会と相談したり、後見センターと意見交換させていただく。

（次ページへ）

## (盛岡市長のコメント)

皆様は、平成20年の設立から活発な活動をされているが、もっと制度の周知を、という御提言があったので、市のホームページ、広報などの媒体を通じて皆様の活動をお知らせするよう心がけていきたい。会の運営には資金が必要となるが、寄附金控除という制度があるので、周知を行えば、そこに心寄せられ、寄附をしていただける方も増えるのではと思う。

高齢者、知的障がい者の方を含めておよそ1万人程度成年後見の対象になると思われる方がいらっしゃる、大変多くの数の方だが、市としてそれらの方々への対応が出遅れていると思っている。最近になって市議会でも後見人の制度について質問が出るようになってきた。どちらかという認知症関係のほうが主体であるが、どちらにしても必要なことなので、市とすれば新たな一歩を踏み出すことなので、先輩となる皆様と連携を取らせていただきたい。

市民後見人については、今後養成講座を開く方向で進めているので、皆様の多くの協力をお願いしたい。

高齢者支援室や障がいの部署など、複数の部署が横断的に対応しなければならいことがあると感じ、また社会福祉協議会という組織もあるので、連携のあり方も含めて研究する必要があると思っている。消費生活センターの話題が出たが、この組織は盛岡広域で連携を取りながらやっており、全国的にも高い評価をいただいている。同様に、本日話し合った課題は、盛岡だけの課題ではなく、盛岡広域全体の課題だと思う。各首長の懇談会があるので、力を合わせてやった方が良い課題について、テーマとして取り上げながら、広域での取り組みも考えていきたいと思う。

皆さん大変御苦労されながら、避けては通れない課題について真正面から取り組んでいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。今後よろしくをお願いします。

## ありがとうございました

平成25年度中に寄付金、賛助会費、助成金をいただいた皆様

寄付金・賛助会費・助成金						
赤澤 眞一	加藤 博子	鈴木 康友	中村 美知子	山内 キミエ	岩手県高等学校教職員組合	
赤羽 卓朗	加藤 義男	外崎 英子	榎山 直樹	山口 京子	岩手県消費者信用生活協同組合	
浅野 信太郎	桐生 一子	外崎 菊敏	成ヶ澤 和夫	山本 円	いわて生活者サポートセンター	
浅野 久恵	久慈林 榮次	高橋 博子	西川 浩行	油井 由紀子	自治労岩手県本部	
石川 正美	工藤 努	高橋 フサ	中崎 美智子	吉川 達男	(社福)岩手更生会 緑生園	
石川 民平	工藤 雅夫	高橋 縁	花松 行雄	吉田 秀勝	(社福)岩手しいの木会	
石川 菊江	倉野 美智子	高橋 陽子	原田 敏子	吉田 金助	日本労働組合連合会岩手県連合会	
石橋 乙秀	事崎 由男	高橋 淑子	曳地 哲子	吉田 シゲ子	特定非営利活動法人 六等星	
石橋 和子	齊藤 一子	瀧野 常實	平野 律子	吉田 美智子	(株)岩手互助センター	
一井 恵一	齊藤 芳弘	竹ヶ原 和枝	藤井 禮勝	吉田 直哉	ネッツトヨタ岩手(株)	
植田 聰子	佐久山 衛	竹ヶ原 滋	藤原 敦子	吉田 洋平	岩手トヨペット(株)	
植田 健稔	佐々木 久美子	田中 美智子	法領田 敏子	渡邊 純一郎	エクナ(株)	
及川 修子	佐藤 恒彦	玉山 保子	松草 輝子		(株)杜陵印刷	
太田 信雄	佐藤 文円	千葉 茂	三浦 敏子		森永乳業(株)盛岡工場	
小笠原 好子	澤田 眞子	千葉 紀穂	三島 勲			
岡村 悟	柴田 裕幸	千葉 マリ子	宮野 トミ		助成金	
小川 総一郎	須藤 礼子	綱取 猛	棟方 ハツ		(公財)岩手県福祉基金	
小畑 孝子	菅原 栄造	照井 武彦	森田 友明			
柏木 牧子	菅原 せつ子	土居 和喜	矢羽々 恵子			
加藤 武男	鈴木 昭	土居 るり子	山内 敏夫			

# 平成25年度の活動を終えて

## 平成25年度の活動、資金収支の状況をお知らせします。

- ◆ 活動は、多くの方に成年後見制度の理解、活用を呼びかけること（普及・啓発事業）、制度の活用、家庭裁判所に申立てる書類作成についての相談・支援を行うこと（相談事業）、成年後見人を引受けた方へ法人として支援を行うこと（成年後見支援事業）を柱にして活動を行いました。
  - ・ 普及・啓発事業では、会報の発行、ポスターやチラシの掲示・配布を行いました。また4つの親の会等の研修会へ出向き、話し合いを行った。
  - ・ 相談事業では、生活をしていく上で制度を活用したいという方のために、4月から3月まで相談日（月曜日～金曜日）を238日開き相談を受けました。福祉施設の親の会等にも出向きました。
  - ・ 成年後見支援事業では、法人として新たに3人を受任して、8名の方について、成年後見事業運営委員会（委員7名）の助言を受け、支援チーム（1人の方に2名の支援員が担当）が、ご本人の身上に配慮しながら財産管理、身上監護の支援を行いました。
- ◆ 資金の収支は、会社等へ賛助会員募集や「市民や企業との交流会」へ参加して活動の資金基盤をしっかりとつくる活動を行った。活動資金は、収入の総額が2,832千円となりました。内訳が正会員、賛助会員から会費457千円、寄付金が695千円、助成金が300千円、成年後見人としての報酬が1,338千円でした。また、支出の総額は2,777千円となりました。内訳の主なものは、支援員等の旅費交通費が1,113千円、消耗品費が417千円、事務所家賃が427千円でした。平成25年度の収入・支出の差額は54千円となりました。
- ◆ 認定NPO法人（平成24年12月25日付けで取得）となった本会へ、平成25年中に活動資金として賛助会員又は寄付金のご支援をいただいた方々に、税務署へ「寄付金控除の適用」申告をされるよう呼びかけをしました。平成25年度の特定営利活動事業に関する「貸借対照表」「活動計算書」は、次表のとおりです。

「貸借対照表」

平成26年3月31日 現在

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金		
通常貯金	981,582	
普通預金	356,986	
郵便振替貯金		
未収金	300,000	
事業会計貸付金	962,978	
流動資産合計		2,601,546
2 固定資産		
土地		
建物		
車両運搬具		
備 品		
経営安定化積立金	1,800,000	
固定資産合計		1,800,000
資 産 合 計		4,401,546
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金		
預り金		
前受金		
一般会計借入金	962,978	
流動負債合計		962,978
2 固定負債		
負 債 合 計		962,978
III 正味財産		
前期繰越正味財産		3,473,260
当期正味財産増加額		△ 34,692
正味財産合計		3,438,568
負債及び正味財産合計		4,401,546

「活動計算書」

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

科 目	総 合	一般会計	事業会計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員会費	145,000	145,000	
賛助会員会費	312,000	312,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	695,480	695,480	
3 受取助成金			
助成金	300,000	300,000	
4 事業収益			
成年後見事業収入	1,338,000		1,338,000
その他事業収益	7,000	7,000	
5 その他収益			
雑収入	34,755	17,755	17,000
経常収益 計	2,832,235	1,477,235	1,355,000
II 経常費用			
1 事業費			
賃金	215,420	64,626	150,794
旅費交通費	1,113,128	820,360	292,768
会議費	8,380	8,380	
印刷製本費	84,625	42,313	42,312
通信運搬費	208,286	62,486	145,800
消耗品費	427,826	106,770	321,056
家賃	417,465	41,746	375,719
賃借料	9,450		9,450
研修費	84,620	42,310	42,310
保険料	29,200	720	28,480
諸会費	19,000	19,000	
公租公課	4,100	900	3,200
雑費	24,091	8,521	15,570
事業費計	2,645,591	1,218,132	1,427,459
2 管理費			
印刷製本費	58,800	58,800	
会議費	5,656	5,656	
旅費交通費	51,720	34,000	17,720
公租公課	1,850	1,050	800
振替手数料	10,550	10,550	
雑費	3,660	3,360	300
管理費計	132,236	113,416	18,820
経常経費計	2,777,827	1,331,548	1,446,279
当期経常増減額	54,408	145,687	△ 91,279
III 経常外収益			
IV 経常外費用			
経理区分振替額			
税引前当期正味財産増減額	54,408	145,687	△ 91,279
法人税、住民税及び事業税	89,100		89,100
当期正味財産増減額	△ 34,692	145,687	△ 180,379
前期繰越正味財産額	3,473,260	4,254,914	△ 781,654
前期繰越正味財産修正額	0	945	△ 945
次期繰越正味財産額	3,438,568	4,401,546	△ 962,978

## 平成26年度に取り組むこと

### 1 活動方針

- ◆ 成年後見制度の理解、活用を広めるための活動を継続して進めること。
- ◆ 成年後見制度の活用に関する相談、申立てに関する支援活動を継続して進めること。
- ◆ 法人として成年後見支援をしっかりと進めること。
- ◆ 市民からの支援を広げ、活動基盤をしっかりとつくり上げていくこと。

### 2 執行体制

任期満了にともなって理事〈6名〉、監事〈2名〉が総会（平成26年5月17日開催）において、選出されました。また、再選後の理事会で理事長には石橋乙秀が互選されました。

理事長 石橋 乙秀〈重任〉  
 理事 高橋 安夫〈重任〉  
 理事 齊藤 芳弘〈重任〉  
 理事 法領田 勉〈重任〉  
 理事 榊 廣〈重任〉  
 理事 土居るり子〈重任〉

監 事 加藤 義男〈重任〉  
 監 事 三田 哲雄〈重任〉



# 「市民後見人入門講座」が開催されます

～ 盛岡市、成年後見センターもりおかとの共催で ～

市民の立場で後見活動を行う市民後見人の入門講座に参加しませんか。

知的障がい、精神障がい、認知症などのために「ご本人の判断だけでは不安な方」の後見人として活躍される方の講座が開かれます。

いま、成年後見の最も大切な役割を担う後見人を必要としています。なかでも地域で見守りができる市民後見人を多く求めています。

## 講座の実施要領〈抜粋〉

- 受講対象者 盛岡市在住または在勤の方で、社会貢献に意欲があり成年後見制度及び福祉活動に関心のある方
- 定員 20名程度
- 講師 特定非営利活動法人成年後見センターもりおか理事長〈弁護士〉ほか

### ● 日程及び講義内容 市民後見人に係る講義

回数	日付	講座テーマ	時間	科目	内容	講師所属
1	9月18日 (木)	成年後見の 基本理念と 権利擁護	(120分)	①権利擁護の考え方と権利擁護を支える理念	人権とは何か 人の権利とその擁護 個人の尊厳と自己決定権について考える 成年後見制度発足とその経緯	一般社団法人 岩手県社会福祉士会
2	10月2日 (木)	対象者(被 後見人)の 理解	(60分)	②高齢者の理解	高齢者(認知症等)の理解	一般社団法人 岩手県社会福祉士会
			(60分)	③障がい者の理解	知的障がい、精神障がい等の理解	特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか
3	10月16日 (木)	対象者(被 後見人)を 取り囲む諸 制度	(60分)	④高齢者の諸制度	高齢者施策 介護保険制度、各種福祉サービス	盛岡市高齢者支援室
			(60分)	⑤障がい者の諸制度	障がい者施策 障がい者総合支援法、各種福祉サービス	盛岡市障がい福祉課
4	11月6日 (木)	権利擁護に 係る諸制度	(60分)	⑥関連する諸制度	成年後見制度を中心とした権利擁護制度の概要と 各関係機関等の役割	一般社団法人 岩手県社会福祉士会
			(60分)	⑦関連する主な法律	権利擁護制度に関連する法律	岩手弁護士会
5	11月20日 (木)	成年後見の 実務	(60分)	⑧申立から後見事務開始までの流れ	各手続きの実務	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート岩手支部
			(60分)	⑨事務報告と報酬付与申立の実務	各手続きの実務	一般社団法人 コスモス成年後見サポート センター岩手県支部
6	12月4日 (木)	対人援助の 基礎、成年 後見関係事 件の概況、 経験者との 懇談会	(60分)	⑩後見(支援・援助)の基礎	対人援助の基礎	特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか
			(60分)	⑪成年後見関係事件の概況、 経験者との懇談会	申立件数の推移、利用者数等 受講者と後見人との意見交換	盛岡家庭裁判所 特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか

- 時間 13時30分～15時40分
- 受講料 無料
- 場所 「プラザおでって(盛岡市中の橋通)」3階特別会議室(第1回は3階大会議室)
- 受講者の募集決定等
  - ・ 募集は、「広報もりおか(平成26年8月15日号)」へ掲載し、平成26年8月20日(水)から盛岡市障がい福祉課で電話受け付け、先着順で決定する。
  - ・ 受付締切は平成26年9月5日(金)まで。受講者決定後に受講者へ受講案内を送付する。

### 申込み・問合せ先

盛岡市保健福祉部障がい福祉課 相談認定係

・ 盛岡市内丸12番2号 電話 019-651-4111 (内線 2512～2515)